

令和7年
4月15日
公布

令和7年
6月1日
施行

労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布されました。

改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

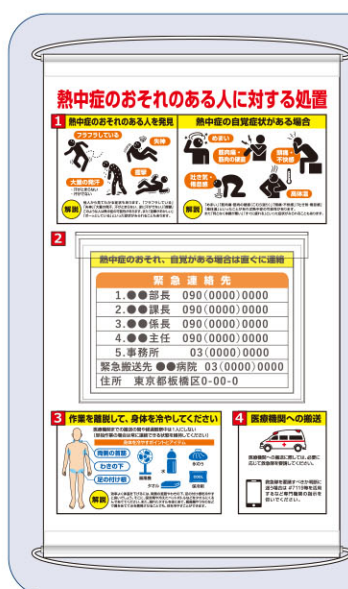
改正の概要

「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者義務付けられます。

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
- ② 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等
 熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等を出力し、用紙をポケットに差込みます。

※用紙は付属しません。

用紙のテンプレートのダウンロードはコチラをクリック

www.unit-signs.co.jp/img/download/HO5128.pdf



熱中症のおそれのある人に対する処置 ポケット式標識

HO-5128 **NEW**

サイズ：約950×570mm (A3対応ポケット付)

材質：ターポリン

(上下ゴムマグネット入り・上下パイプ入り・吊り下げヒモ付)

5月20日
発売

UNIT ユニット株式会社

Machinery&Tools
矢代工機株式会社

〒959-1277 新潟県燕市物流センター1-16
TEL.0256-63-7373 FAX.0256-61-2264
<https://yashirokoki.com>



その他の
熱中症予防対策用品は
コチラ

